

※ 2の「納税(付)義務者」様に対する 4で選択した税・使用料等は、今後全て今回登録する口座からの振り替えとなります。

《記入例》

1 金融機関名及び口座情報を記入してください。

提出年月日を記入。

真庭市 口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (金融機関保管)

(新規・変更)

- 1 取扱金融機関名
- 真庭農協
 - びほく農協
 - 中国銀行
 - トマト銀行
 - 津山信用金庫
 - 備北信用金庫
 - 倉吉信用金庫
 - ゆうちょ銀行
- ※該当する金融機関を○で囲んでください。

平成 25 年 9 月 1 日

(〒 719 - 3201)

住所 真庭市久世2927-2

フリガナ マニワ ミズタロウ

氏名 真庭 水太郎 (印)

M・T・S (H) 1 年 2 月 3 日生

TEL (0867) 42 - 1109

2 納付義務者(使用される方)の住所、氏名、生年月日、電話

3枚とも押印

口座振替開始月を記入。

3 1枚目と2枚目に口座の届出印を押印。

振替日は4月から翌年3月の月末(12月は25日)で、休日の場合は金融機関の翌営業日となります。

4 口座振替を希望する業務の番号を○で囲む。

※【注意】水道・下水道以外も口座振替を希望される場合は、それぞれに○をつけてください。

※口座振替は、金融機関と市役所業務担当課両方の手続きが完了した月の翌月からの取扱開始となります。

私が納付すべき市税等を、平成 29 年 10 月分から、次の預貯金口座から口座振替の方法により納付したいので、裏面約定に基づき依頼します。

1 指定預貯金口座

預金の種別	1. 普通(総合) 2. 当座 3. その他()						
農協・銀行等(ゆうちょ銀行以外)	口座番号(右詰めで記入)						
ゆうちょ銀行	通帳記号(6桁目がある場合は※欄に記入)			通帳番号(右詰めで記入)			
預貯金口座の名義人	フリガナ	マニワ ミズタロウ	口座名義人の承諾印	通帳届出印			
	氏名	真庭 水太郎	(印)	払込日: 毎月月末(12月は25日)			
	住所	※ゆうちょ銀行の場合のみ記入					
	払込先口座番号	01370-0-960887	払込先加入者名	真庭市会計管理者			

※納税(付)義務者と預貯金口座の名義人は異なってもよい。

《口座振替を希望する振替業務及び振替方法に○印をしてください。》

振替業務	振替方法	契約種別	金融機関受付印
1 市県民税	1. 全期(一括) 2. 各期(4期)	166-35	真庭市受付印
2 固定資産税	1. 全期(一括) 2. 各期(4期)	166-35	
3 国民健康保険税	1. 全期(一括) 2. 各期(10期)	166-35	
4 軽自動車税	1. 全期(一括)	166-35	
5 住宅使用料	1. 毎月	166-25	
6 水道使用料	1. 各期	166-22	真庭市受付印
7 下水道使用料	1. 各期	166-30	
8 保育料	1. 毎月	166-30	※ゆうちょ銀行については、太枠部分しか口座振替できません
9 介護保険料	1. 一年分まとめて 2. 各期	166-28	
# 高齢者等給食サービス事業	1. 毎月	166-30	
# 地域自立生活援助事業	1. 毎月	166-30	
# 後期高齢者医療保険料	1. 各期	166-28	
# 水稻共済		ゆうちょ銀行不可	
# 家畜共済		ゆうちょ銀行不可	
# 果樹共済		ゆうちょ銀行不可	
# 畑作物共済		ゆうちょ銀行不可	
# 園芸施設共済		ゆうちょ銀行不可	
# その他		ゆうちょ銀行不可	

※この依頼書は、納税(付)義務者ごとに一部ずつ提出が必要です。
 (固定資産税の納税(付)義務者の記入の際に、個人分と共有分が別々にある場合はそれぞれ記入して提出してください。)
 ※この依頼書は、ご利用の金融機関へ直接提出してください。
 ※金融機関の受付日から手続終了まで1ヶ月程度かかる場合があります。

検印 印鑑照合 受付

注意事項をよくお読みください。

約 定

1. 私の納付書が貴金融機関に送付された場合は、依頼書記載の指定預貯金口座から納付書に記載された金額を引き出して納付してください。
2. 預貯金の支払手続きについては、当座勘定又は普通・通常預金の規定、規則にかかわらず小切手の振出又は通帳及び払戻請求書等の提出は一切これを省略させてください。
3. 口座振替日は各納期の最終日とし、当日が土曜・日曜・祝祭日の場合は、翌営業日とします。
4. 指定口座の残高が振替日において納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返されても異議はありません。
5. 全期前納で振替を選択している場合において、振替ができなかった場合は、その年度の市税等を期別の方法により振替えることに異議はありません。
6. この預貯金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合は、私に通知することなく解約されても異議はありません。
7. 預貯金口座振替契約は、依頼書提出月の翌月（期）納期分から開始してください。それまでは、従来の方法により納付します。
8. 口座振替の領収書は、送付されなくても異議はありません。また、この取扱について紛議が生じても貴店には迷惑をかけません。
9. この預貯金口座振替契約を解除しない限り翌年度以降も口座振替を継続します。
10. ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動振込み規定が適用されます。